

特定会員制度の導入とその後の動静

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

執務管理委員会 担当常任理事 佐田 康典

特定会員制度は会員の不正防止策の一貫として令和3年4月1日から導入された。執筆時現在9か月が経過したが、ここでは、制度導入までの背景と制度の概要、制度導入の効果について説明をしたい。

1 導入の背景

平成26年に発生した当法人の会員による複数件の横領事件を受け、当法人は新たな再発防止策を講じることを取りまとめ、平成27年3月30日、内閣府公益認定等委員会へ提出した。その再発防止策の大きな柱といえるものが『特定原本確認調査』である。特定原本確認調査とは、不正の兆しとなる事象を特定事項として定めた上（『会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱』）、該当する会員の事務所に当法人から調査員を派遣し、会員が管理する預貯金通帳の全てについて、不正の徴候が無いかを原本を逐一確認する方法によって行うものである。この要綱を制定して以降、原則として当法人に対する業務報告を2か月以上遅滞した会員は、特定事項に該当する会員として特定原本確認の対象になった。だが実際には特定原本確認を実施する前に該当会員が業務報告を提出すれば、特定原本確認の対象から外れ、特に何らかの不正防止措置を講じることもなく不問に付しているのが特定会員制度導入までの運用となっていた。

特定原本確認調査は、特定事項の一つである業務報告遅滞となっている会員の事務所に出向き、管理している被後見人等の預貯金通帳の原本を直接確認し、収支の確認をするとともに事務所で後見事務の執務状況を調査確認するということが本来的な意義なのだが、そうであるがゆえに、実施するまでに相当の準備期間を要し、支部の作業量も多く負担となっていた。また、新たな会員の不祥事も数件発生していた。そこで新たに『特定会員制度』が令和3年4月1日から導入されることとなった。

2 特定会員制度の概要

現行の業務報告規程第5条の2に特定会員に該当する項目が6つ規定されているが、ここでは次の2つの項目について適用場面が多いものを説明したい。

- (1)成年後見等事件において、1事件につき10万円以上の現金を保管している場合に、合理的理由がないと支部が判断したこと
- (2)当法人に対する業務報告が2か月を超えて遅滞していること

以上のとおり合理的理由がないと支部が判断した10万円以上の現金保管と業務報告遅滞2か月超の会員について、特定会員に指定されることになる訳だが、(2)の業務報告遅滞についてはLSシステムで自動指定されることになる。さらに、「特定会員」として指定された場合、監督事件を除き受任している全ての法定後見事件及び任意後見事件の業務報告につき、「業務報告規程」に定める通常の添付資料のほか、以下の資料を追加して提出しなければならない。

- (1)報告対象期間の現金出納帳（全て）
- (2)報告対象期間の預貯金通帳の写し（全て）

(3)その他支部が必要と判断した資料

受任している事件について一件でも業務報告遅滞があり、特定会員に指定された場合は、受任している全ての事件について加重した資料を添付することが求められることになり、同時に特定原本確認調査対象会員にも指定されることになる。その効果として、報告遅滞会員の数を減少させ、現金の流用や着服に対する抑止力を高めることができ、同時に特定原本確認調査の準備ともなる一面もあると考えられる。なお、特定会員の解除については原因の解消後に当該会員からの申し出が必要となる。

3 制度導入後の動静

図1：報告遅滞者数：平成29(2017)年度から令和2(2020)年度まで

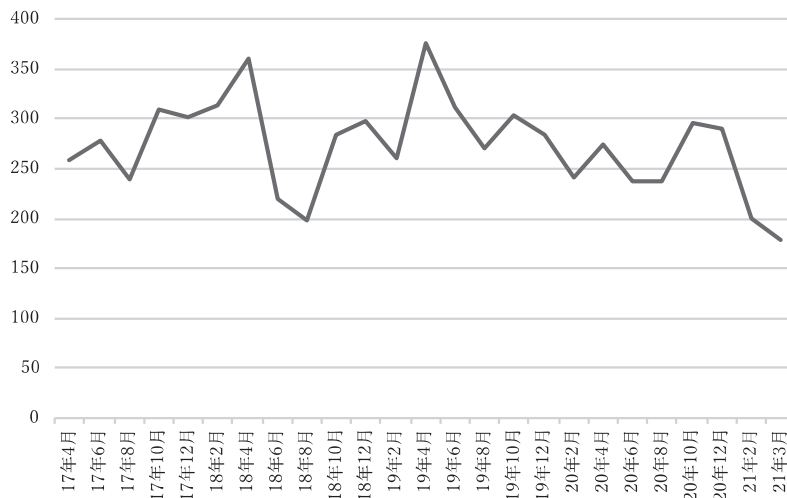


図2：報告遅滞者数及び特定会員数：令和3(2021)年4月から12月まで

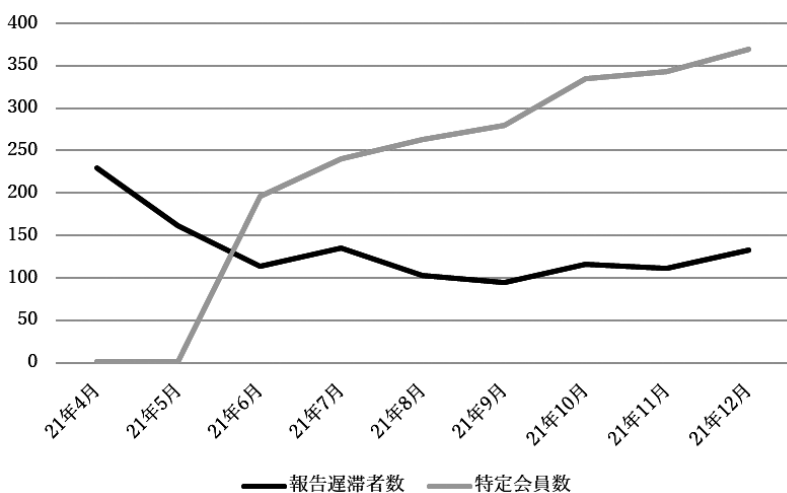


図1は平成29年度から令和2年度までの報告遅滞者数の月別推移を表したグラフであり、図2は特定会員制度導入後（令和3年4月以降）の月別報告遅滞者数及び特定会員数の推移を表したグラフとなっている。図1の期間の報告遅滞者は最高値が376人（平成31年4月）、最小値が178人（令和2年3月）であり、このグラフで示した期間内の月別の平均値は約270人となっている。一方、特定会員制度導入後は図2で示されているとおり、令和3年6月以降遅滞者数は150人以下で推移しており、遅滞者数の減少という面からは一定の効果があったことが確認できる。

今後は特定会員そのものの数を減らすことが課題であるが、不祥事の再発防止策を徹底し、迅速な対応を心がける等、より一層の努力を続け、2か月超の報告遅滞者数0を目指したいと考えている。